

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休店(減室)時の

JASRAC 使用料の減額・免除申し込みについて

緊急事態宣言の発出を受け、バー・スナック・ナイトクラブ・カラオケボックスなど、カラオケ設置店の休業自粛が広まりをみせております。

業界では生活衛生同業者組合中央会や日本カラオケボックス協会連合会、それにカラオケ使用者連盟にて、日本音楽著作権協会(JASRAC)に対して使用料減免要望を行って参りました。4月10日、この要望に対する JASRAC 側の返答がありましたので、以下ご連絡申し上げます。

(JASRAC 返答の概要)

店舗に対する減免・解約の措置

店舗の休業等に伴う使用料につきましては、以下のとおり店舗ごとに使用料減免・解約に柔軟に対応いたします。

(1)減免・解約の届出方法の簡素化

各店舗と締結している利用許諾契約では「あらかじめ書面により届け出て」と規定していますが、新型コロナウイルス感染症拡大が原因で営業停止・廃業した場合は、事後の届出をお認めし、休業にかかる証憑書類は不要です。この取扱いは、カラオケ歌唱室の減室も同様とします。また、解約も同様に事後の届出をお認めし証憑書類は不要です。

(2)減免条件の緩和

使用料を減免するには「管理著作物の利用できない期間が1か月を超えて継続的に不能の状態」であることが条件でしたが、この条件を緩和し、利用できない期間が1か月未満であっても、1か月の利用(営業)期間に応じて月額使用料を減額することとします。

利用(営業)日数	使用料額
1日～7日	月額使用料の25%
8日～15日	月額使用料の50%
16日～23日	月額使用料の75%
24日～31日	月額使用料の100%

※当然ながら1ヶ月1日も営業しなかった場合の使用料は0円です。

上記 JASRAC 使用料の減免申し込みは、契約者本人であれば下記コールセンターへ電話をするだけで可能です。休業や減室で JASRAC 使用料の減免を申し込む際は、JASRAC コールセンター **【Tel. 0570-550-125】** へご連絡下さい。尚、併せて JASRAC ホームページ(<https://req.qubo.jp/jasrac/form/riyoukyuushi>)からもお手続きいただけます。

令和2年4月17日
(一社)カラオケ使用者連盟